



大暑の候 大船渡労働基準監督署 署長 唐崎 勝

東北地方も梅雨が明けたかのように日々暑い日が続いているが、体調などを崩されてはいないでしょうか。この号が皆様のお手元に届くころには梅雨も多分?明けてすっかり夏本番となっていることだと思います。

この号にも記載されていますが来月9月30日まで「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」が展開中です。熱中症の防止対策についてはそちらに譲るとして、今回は、水分補給について少しお話をさせていただきたいと思います。これまでいろいろな所で熱中症に関する講演を聞かせていただいていますが、その中で特に印象に残っているのが水分補給に関するごとでした。水分と塩分をしっかり補給させるようにということは今では当たり前のように言われています。水分はわかりますがなぜ塩分もというところです。これは多量に発汗すると水分とともにナトリウムも失ってしまうのでナトリウムも併せて補給する必要があるとのことでした。水分のみの補給だといくら補給したところで電解質濃度が薄まるだけなので通常の濃度に戻すために体が余分なものとして体外に排出するよう機能してしまうのだそうです。そうならないように塩分もということなのです。けれども、塩分の取りすぎにはご注意を。

◆ 気仙地区の1社が岩手労働局長表彰を受賞しました!

4年ぶりの表彰は気仙地区の1社のみ ～株式会社菊池技研コンサルタント～



株式会社菊池技研コンサルタントの菊池透社長（前列左から三人目）と稻原岩手労働局長（前列左から二人目）と労働局幹部

表彰の種類には、大臣表彰と局長表彰とともに、(1)優良賞、(2)奨励賞、(3)団体賞、(4)功労賞、(5)功績賞(大臣表彰のみ)、(6)安全衛生推進賞があり、(1)と(2)内には、①安全確保、②健康確保(有害)、③健康確保(健康保持増進等)の種類があります。

今回の表彰理由は、①健康の保持増進に向けた各種取組が積極的に行われていること、②過重労働による健康障害防止対策に係る取組が優れていること、③快適な作業環境の形成に向けた取組が継続的に行われていること、が挙げられています。

取組の一部を紹介します(法令取組内容や一般的な取組内容などは紹介を除きます)

参考にできるものがあればぜひご参考にしてください

【健康の保持増進対策】

- 木コタッチ（高性能歩数計）を全員に配布し、積極的な歩行運動の実施を奨励している。歩行結果は、種類ごと（距離、速度、歩行年齢など）の社内ランキングを廊下に掲示し、さらに表彰もしていることで、労働者の歩行意欲は全社的に高く、継続した活発な取り組みとなっている。
- 行事として健康増進ウォーキングを年に数回実施している。
- 自社独自の健康経営アワードを年1回開催し、外部講師による研修と表彰などを行っている。
- 衛生管理担当者等がWEBから見つけた健康に関する情報を、毎月1回以上、グループウェア（電子掲示板）に掲載（「菊池技研健康ニュースVol●●」、「菊池技研健康レシピNo.●●」及び「木コタッチ●月の社内個人ランキング」など）して配信しており、労働者の健康に関する意識と知識の高揚に向けて継続的に取り組んでいる。
- 保健所提唱の毎月28日「いわて減塩・適塩の日」にあわせ、減塩弁当（地元スーパー、コンビニなどの弁当）の利用を促進しており、賑々しく利用されている。
- 各種教育活動の推進にも努めている。（自席でのDVD研修、隔週水曜日は終業時刻を早めて15分間のビデオ研修の実施など。）

【過重労働対策】

- 働き方改革について社内の部門ごとにチームを作り、取り組み、3ヶ月に1回の頻度で働き方アドバイザー（社内独自に任命）に電子報告を行い、返信されるアドバイスを部門内で再び協議することで、継続的に更なる有効な働き方へ向けて邁進し続けている。さらに、1年に一度、1年間の取組成果などを発表する発表大会を行っている。（WEB形式で行い、発表者のみが会議室、他の労使は自席で視聴。1チーム10分間の発表と質疑応答があり、視聴する労使全員が点数をつけ、上位チームにはその場で表彰している。）
- 部署ごとで朝礼と終礼を行うが、日頃の教育活動により残業に対する全社員の意識の高揚が図られていることで、終礼時に残業の有無を申告させていることに対して、残業の必要がある者が生じた際には他の労働者が自発的に協力を申し出ることが常態化しており、残業の負担を1人に集中させずに複数人で協力することで残業負担の分散をするという効果を得れている。
- また、時間外労働管理表をグループウェア（電子掲示板）に掲載して見える化しており、これも一緒にとなって効果に表れている。

◆「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」

が展開中です

STOP!熱中症

クールワークキャンペーン

— 热中症予防対策の徹底を図ろう —

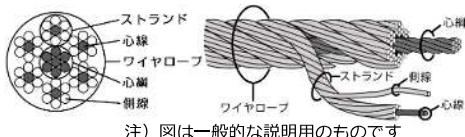
令和4年5月～9月

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約500人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！



熱中症予防のための情報・資料サイト

ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」



注：図は一般的な説明用のものです

- 全体的には殆どの範囲で異常は見られないものの、一部の範囲（フックから十数m箇所でシングルトップのシーブを頻繁に通ると思われる範囲）で、ストランドの内側に素線切れが多数ありました。（外見だけでは気づけない）
- 上記と同じ範囲で外側に素線切れも見つかりました。
- 上記範囲のストランドを手の力で曲げると、容易に「バキバキバキ」と素線切れが起きました。（曲げ耐力がほぼ無くなっている）

【ポイント】①一部メーカー取扱説明書では交換目安が3年以内となっているので、3年を経過した場合には、交換を検討すること。また、使用を継続する場合は点検を念入りに行うこと。②ワイヤーロープの点検は一部ではなく全体的に行うこと。／ご参考にしてください／



岩手県内の死亡労働災害は最近非常に多発しています。その中でも建設業は最も多く、令和3年は10人（全国ワースト6位）、令和4年も5人（6月末現在）（全国ワースト4位）が亡くなっています。全国で岩手よりも多いのは人口が多い東京や愛知などです。

死亡災害の内容としては、交通事故のほか、建設三大災害（「墜落・転落」「建設機械・クレーン等災害」「崩壊・倒壊災害」）で起きています。

これら災害事例を見ると、基本的な安全対策を徹底していれば防げるものばかりです。各事業場・現場では、「建設三大災害対策」「元方指針（元方事業者による建設現場安全管理指針）」を重点にして管理の推進をお願いいたします。

◆建設業の労働災害防止について

～労働災害防止に向けて関係機関・団体と協力・連携を図りました～

6月28日、大船渡魚市場において、「令和4年度気仙地域建設工事関係者連絡会議」を開催し、公共工事発注機関と業界団体と労基署とで労働災害防止に関する情報交換、意思統一及び協力・連携の確認を行いました。

◆ワイヤーロープについて

7月中旬に大船渡市内の民間工事現場で、移動式クレーンの補巻ワイヤーロープが切断する事故が発生しました。

～外見や径の計測で異常がなくても、内部で損傷している可能性があります～

吊り上げ荷重4.9tのラフタークレーンで、作業半径約12m、定格総荷重1.85tに対し、吊荷重量1tのものを吊っていたところ、補巻ワイヤーロープがドラム付近で切断しました。よってフック重量等を差し引いても過荷重ではありませんでした。

ワイヤーロープは全体的に外見上はきれいで、さびや素線切れもなく、径も公称径（Φ11.2mm）以上でした。性能検査、年次自主点検、月次自主点検でも異常は認められていませんでした。シーブにも異常はありませんでした。ただ、このワイヤーロープの交換は直近で6年前でした。このワイヤーロープを調べたところ、次のようなことが見えてきました。

- 全体的には殆どの範囲で異常は見られないものの、一部の範囲（フックから十数m箇所でシングルトップのシーブを頻繁に通ると思われる範囲）で、ストランドの内側に素線切れが多数ありました。（外見だけでは気づけない）
- 上記と同じ範囲で外側に素線切れも見つかりました。
- 上記範囲のストランドを手の力で曲げると、容易に「バキバキバキ」と素線切れが起きました。（曲げ耐力がほぼ無くなっている）

【ポイント】①一部メーカー取扱説明書では交換目安が3年以内となっているので、3年を経過した場合には、交換を検討すること。また、使用を継続する場合は点検を念入りに行うこと。②ワイヤーロープの点検は一部ではなく全体的に行うこと。／ご参考にしてください／

◆「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」が展開中です

実施期間：令和4年8月1日～9月10日

主 唱：建設業労働災害防止協会

製造業で、機械の掃除・調整作業（付着物の除去等）中の労働災害が多発しています

左記以外（休業4日未満）も含んで今年は製造業での機械の掃除・調整作業（付着物の除去等）中の労働災害が非常に多く発生しています。



掃除・調整作業は、必ず機械の運転を停止させてから行わせましょう。

① 危険の見える化

「切れ、こすれ」、「はさまれ、巻き込まれ」等により、労働者に危険が予見される機械については、機械メーカーの取扱説明書等を確認し、危険の見える化を行い、関係労働者に注意喚起してください。

② 機械の起動装置に鍵等をする

動力機械の運転を停止した後は、起動装置に錠を行うか看板を設置し、掃除・調整作業の関係者以外の者に機械を触らせないようにしてください。

③ 作業手順の安全教育を行う

作業手順を定め、掃除・調整作業を行う労働者に対して、「停止ボタンを押して機械の運転が停止したあとで、機械に錠をしてから作業させる」、等の安全教育を徹底してください。

④ 指差呼称で確認する

機械の完全停止は指差呼称で確認してください。



←「見える化」の例

看板設置の例→



最近の労働災害事例

＜災害事例＞【製造業】食品の皮むき作業を終えて食品を切る作業に移る際に、止めたつもりの機械が止まっておらず、手袋が巻き込まれてしまったため慌てて手を引き抜いた。（2指切創）

＜災害事例＞【建設業】分解した移動式クレーン（クローラクレーン）のカウンターウエイトとジブを10t トラックの荷台に載せて運搬てきて荷下ろしする際、チェーン荷締機を緩めたところ、荷が横スライドしてから回転しながら落下した。落下時に玉掛者が一緒に墜落し、直撃はしなかつたが墜落の衝撃で腰部を痛め起立困難になった。（複数部位骨折）※件数は他署のカウントとなります